大学と損害保険 (16)

~大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》~

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

賠償事故と保険②

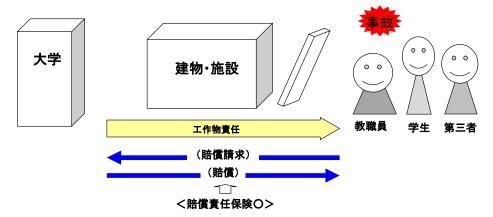
前回は、法律上の賠償責任の主なものとして一般不法行為責任、工作物責任、使用者責任、責任無能力者監督責任、債務不履行(安全配慮義務違反)についてご説明しました。

今回は、被害者と大学、教職員、学生の間でそれぞれの責任がどのように発生し、保険 はどのように適用されるのか、概要をご説明いたします。

大学の建物・施設に起因する事故

大学の建物・施設に起因する事故の場合、建物・施設に瑕疵があれば大学は工作物責任により被害者に対し損害賠償を行うことになります。前号でもご説明したとおり、事故が発生したということは瑕疵があったと推定されるため実際上は無過失責任となっています。エレベータ等の装置の欠陥や管理上の過失等がある場合でも、建物・施設の占有者・所有者として大学は賠償責任を負い、製造業者、管理業者に求償することになります。

大学が行った損害賠償については、賠償責任保険の種目の中で一番オーソドックスな施設賠償責任保険の補償対象となります。(国大協保険ではメニュー1総合賠償責任保険。)ただし、教職員の業務中の身体障害(ケガ)については免責となります。(政府労災により補償されます。)



教職員の業務に起因する事故

建物・施設に起因する事故の場合、賠償責任を負う当事者は大学ということになりますが、大学が行う様々な教育・研究活動の過程で起こる事故については教職員の業務に起因し、教職員が第一義的な当事者となります。

教職員が学生や第三者に対して不法行為(過失)や債務不履行(安全配慮義務違反)に より損害を与えた場合、教職員個人に賠償責任が発生します。

一方、大学は、損害を与えた教職員の使用者としての賠償責任を負うことになります。 (使用者責任)

通常は、資力のある大学に対して賠償を求めるものと考えられ、その場合には、建物・施設に起因する賠償と同様、施設賠償責任保険の補償対象となります。施設賠償責任保険は、施設という名称から建物・施設に起因する場合しか補償されないと誤解してしまいますが、業務に起因する賠償も補償対象としています。

教職員個人の賠償責任

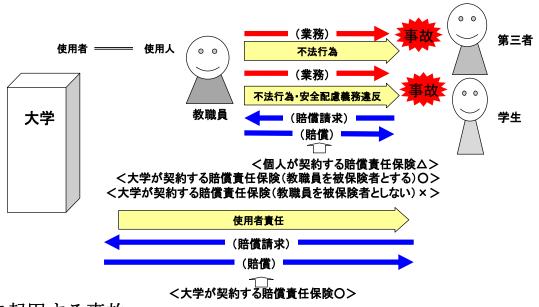
被害者は、前述のとおり、通常は資力のある大学に対して賠償を求めるものと考えられますが、教職員個人に対しても賠償を求めることが可能です。

このような場合、個人で契約する賠償責任保険があればそれにより対応することが考え

られますが、一般の傷害保険等に付帯する賠償責任保険は日常生活における賠償事故を補償するもので業務中の事故については免責となっています。

それでは、大学が契約する施設賠償責任保険で教職員個人の賠償責任に対応できるかというと、教職員が被保険者となっていなければ不可です。

被保険者とは、保険契約において保険金を受け取る権利を有する者のことで、通常、大 学が契約する保険では法人としての大学と学長等の役員が被保険者となっています。国大 協保険の場合には、総合賠償責任保険等について、業務中の教職員個人の賠償責任を補償 対象とする特約を設けています。(追加被保険者特約)



学生に起因する事故

それでは、様々な教育・研究の過程で、学生が他の学生や第三者にケガを負わせてしまったような場合はどうでしょうか。

このような場合、まず学生個人の賠償責任が問題となり、賠償責任が発生すれば学生が加入する賠償責任保険で対応することになります。連載 10 号 11 号で掲載した学研災付帯賠償責任保険等が考えられます。

それでは、大学や教職員の賠償責任はどうでしょうか。教職員の場合と異なり学生に対しては通常では大学に使用者責任は発生しません。したがって、他の学生や第三者に対して学生が起こした事故では、大学は自動的に賠償責任を負うということにはなりません。

大学や教職員自身に不法行為(過失)や債務不履行(安全配慮義務違反)が認められる 場合に賠償責任を負うことになり、その際は大学が契約する施設賠償責任保険の補償対象 となります。

